

特定収穫共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則

昭和56年 3月31日農林水産省告示第 442号

一部改正 平成 5年12月20日農林水産省告示第1554号

〃 平成15年 6月30日農林水産省告示第 961号

〃 平成15年12月 9日農林水産省告示第2001号

〃 平成23年 8月31日農林水産省告示第1673号

〃 平成27年 9月25日農林水産省告示第2155号

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第120条の6第1項第3号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類等（同項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと、果実の年産ごと及び農業共済組合の組合員又は法第120条の3第1項の果樹共済資格者（以下「申込者」と総称する。）ごとに定めるものとし、その金額は、過去5年間に於ける当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた果実の数量及び価格に関する資料に基づき算出される当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける単位当たり生産金額に、当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける果樹の栽培面積を乗じて得た金額を基礎として定める金額とする。
- 2 農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第33条の8の2第1項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、果実の年産ごと及び申込者ごとに定めるものとし、その数量は、過去5年間に於ける当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた果実の数量に関する資料に基づき算出される当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける単位当たり収穫量に当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける果樹の栽培面積を乗じて得た数量を基礎として定める数量に、当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける品質指数を乗じて得た数量とする。
- 3 前項の品質数量は、当該申込者の住所の存する組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）の区域内において過去一定年間に収穫された当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける果実の平均的な品質の程度に対する当該申込者が当該一定年間に収穫した当該収穫共済の共済目的の種類等に於ける果実の品質の程度の比として当該組合等の定める数とする。
- 4 組合等は、法第120条の6第1項第3号の基準生産金額又は規則第33条の8の2第1項の基準収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の指導又は助言等を受けるものとする。